茶の燃料価格高騰対策事業における用語と関連HP

**事業主体**は　　施設園芸協会

以下公募要領に明記

**事業実施者**は　全国茶生産団体連合会（全生連）

**支援対象者**は　JA他　　県協議会　**中間取りまとめ者**は　　市町村　単協

**事業参加者**は　茶生産者　　茶工場

関連するHP

（一社）日本施設園芸協会HP　　燃料価格高騰対策事業手続き

<https://jgha.com/nkj/#manual/>

（一社）日本施設園芸協会HP　　施設園芸等の燃料価格高騰対策

<https://jgha.com/product/nenyu2/>

農林水産省HP　　施設園芸等燃料価格高騰対策関係　Q＆A等掲載

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/nenyu/nenyu_taisaku1.html>

以下Q＆Aより（茶に合わせて記述）

**・対策ｽｷｰﾑ**

本対策は、「国→事業主体（全国団体）→事業実施者（全生連）→支援対

象者（各県統一組織）」というスキームで実施します。

国の予算は、（一社）日本施設園芸協会が事業主体となり基金を造成・管理し

ます。

　また、全生連が**事業の実施者**（「事業実施者」といいます。）となり、各県の申請を取りまとめたり、事業で必要な資金の造成・管理、支援対象者からの申請の審査を行います。

　本対策の事業に取り組みたい茶業を営む皆さまは、産地において、対策の支援の対象となる組織をつくり、産地の省エネルギー等を進めるための計画（「省エネルギー

等対策推進計画」といいます。）と事業の実施計画を策定し、事業実施者に申請し、承認を受けて実施することになります

**・支援対象者の要件**

支援対象者は以下の要件を満たす必要があります。

（１）茶業を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。

（２）事業参加者が3戸以上又は代表者を含めた農業従事者が5名以上である

こと。

（３）省エネルギー等推進計画を定め、燃料使用量を１５％以上削減する等の

目標を掲げ、その達成に向けた取組をすること。

（４）農業協同組合等以外の任意組織の場合は、代表者の定めがあり、かつ、

組織及び運営についての規約の定めがあること